

判決年月日	平成 2 4 年 3 月 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）第10214号		

名称を「熱応答補正システム」とし，周囲温度，プリントヘッド要素に以前に提供されたエネルギー及び印刷媒体の温度に基づいてプリントヘッド要素の温度を予測するステップを有する発明について，引用例にはプリントヘッド要素の温度を予測することが開示又は示唆されていると解釈した上で，印刷媒体の温度もプリントヘッド要素の温度に影響を及ぼす要素として周知であるとの事情を考慮しても，プリントヘッド要素の温度を予測する要件として印刷媒体の温度を採用することが容易であるとはいえず，また，プリントヘッド要素の温度を修正して入力エネルギーを計算することが適宜設計し得るものということもできないとして，当業者において，上記発明を引用発明等に基づき容易に発明することはできないと判断した事例

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 サーマルプリンタのプリントヘッド要素への入力エネルギーの計算に関する本件発明の特許出願に対し，拒絶査定がされたことから，出願人が審判請求をしたところ，特許庁は，本件発明は引用発明等に基づき当業者が容易に発明することができたものであるとして，請求不成立の審決をした。そこで，出願人から特許を受ける権利を譲り受けていた原告が，審決の取消しを求めて訴えを提起した。

2 主たる争点は，本件発明の進歩性の有無である。

3 本判決は，要旨次のとおり判示して審決を取り消した。

本件発明は，周囲温度，プリントヘッド要素に以前に提供されたエネルギー及びプリントヘッド要素が印刷する予定の印刷媒体の温度とに基づいて，プリントヘッド要素の温度を予測するステップを有するものであるが，引用例には，周囲温度及びプリントヘッド要素に以前に提供されたエネルギーに基づいてプリントヘッド要素の現在の温度を予測するという引用発明を上位概念化して捉えることを着想させるような記載はないから，引用例にはプリントヘッド要素の温度を予測することが開示又は示唆されていると解釈した上で，印刷媒体の温度もプリントヘッド要素の温度に影響を及ぼす要素として周知であるとの事情を考慮することにより，プリントヘッド要素の現在の温度を予測する要件として，印刷媒体の温度を採用すること

が容易であるということとはできない。また，印刷媒体の温度に基づいてプリントヘッド要素への入力エネルギーを補正するに当たり，入力エネルギーの計算効率を向上するために印刷媒体の温度を考慮してプリントヘッド要素の温度を修正することが技術常識であるとするべき根拠も見当たらないから，プリントヘッド要素の温度を修正して入力エネルギーを計算することが，当業者が適宜設計し得るものであるということとはできない。したがって，本件発明の容易想到性に係る本件審決の判断は誤りである。